平成２６年（フ）第２０号
北海道根室市宝林町４丁目51番地26
債務者　ハンプトンⅡこと　川畑　憲一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第２１号
北海道根室市宝林町４丁目51番地26
債務者　川畑　啓子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第２２号
北海道根室市歯舞３丁目10番地３、住民票上の住所北海道根室市宝林町４丁目51番地26
債務者　川畑　節子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６１９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－４－207
債務者　山本　利晶
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４６号
さいたま市緑区大字三室2617番地６　グランパレス弥生102、旧住所さいたま市緑区大字三室990番地15
債務者　福田　昌司
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５２号
埼玉県上尾市大字上359番地　しらこばと団地16―101
債務者　志賀喜代子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０８号
埼玉県新座市東１丁目３番14号　ラ・フォーレ志木105号室
債務者　島田　　優
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１６号
埼玉県新座市新座１丁目13番14号　コーポイシザキ205号室
債務者　豊里　朱香（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
埼玉県越谷市赤山町２丁目114番地４　コーポラス会田Ｂ17
債務者　北郷　六子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
相模原市中央区清新７丁目１番１―401号
債務者　山田　　仁
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１３号
相模原市中央区清新７丁目１番１―401号
債務者　山田　知子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１０号
新潟県長岡市蓮潟５丁目６番16号、前住所新潟県長岡市才津西町1587番地３
債務者　小林　英子（旧姓秋原）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
新潟県南魚沼市五日町2456番地１　太陽・大地の家、住民票上の住所新潟県十日町市乙753番地10
債務者　齊藤　正人
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目25番18号　２階、住民票上の住所沖縄県浦添市屋富祖１丁目４番１―303号　メゾンいしき
債務者　島袋江留美
成年後見人　島袋　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０６号
山形市青田２丁目６番４号
債務者　田山　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８号
山形市吉原２丁目15―３　若宮病院、住民票上の住所山形県東村山郡中山町大字長崎6209番地５
債務者　多田喜八郎
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山形地方裁判所民事部